

2012 (平成24) 年1月24日

〒733-0842

広島市西区井口1丁目3番20号

株式会社 早稲田自動車学園

代表取締役 早稲田 豊穂 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 吉 富 啓一郎

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3F

TEL 082-962-6181

FAX 082-962-6182



## 申 入 書

前略

当法人からのアンケートに対するご回答書を返送いただきありがとうございました。本申入書は、貴社回答書を検討の上、貴社に対し再度是正を申し入れる必要があると判断し、差し上げている次第です。

さて、貴社回答書には、「②教習受講開始後に解約する場合 教習所の未消化分料金から割引料金を除外した残金を払い戻す。ただし、入校申込金、コース申込料金等は返金しない。」との記載がなされています。そして、添付資料の案内書において「23才まで限定コース」、「特約コース」とも、「中途解約される場合、・・・払い戻しはありません。」と記載されています（同封の案内書参照）。

これらを拝見すると、「23才まで限定コース」、「特約コース」は、中途解約時に講習料金ないし特約料金を全額返金しない契約条項等になっていると解されます。

このような契約条項等は、平均的損害を超える違約金の約束に該当し、消費者契約法9条1号に反するおそれがあると考えます。

したがって、上記各条項を、消費者契約法に照らして、見直しや改善をされるよう申し入れます。

草々